

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、みなと総合口座として利用すること（以下、「この取引」といいます。）ができます。
 - ① 普通預金
 - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、据置型定期預金および変動金利定期預金（以下、これらを「定期預金」といいます。）
 - ③ 前記②の定期預金を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 前記（1）①から③までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

- (1) この預金は、取引店のほか当行本支店のどの店舗でも預入れおよび払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。
- (2) 定期預金の預入れは一口1万円以上（ただし、中間利息定期預金の預入れの場合を除きます。）、なお、自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とします。

3. (定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金、据置型定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に自動的に継続します。（以下、満期日と最長預入期限をまとめて「満期日等」といいます。）
- (2) 継続された預金についても前記（1）と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日等（継続をしたときはその満期日等）までにその旨を当行所定の方法により取引店に申し出てください。

4. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章（または届け出の署名）により記名押印（または署名）して、当該通帳とともに提出してください。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻しすることができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
- (4) 前記（1）の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

5. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に、普通預金に組み入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組み入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受け取ることはできません。

6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸し出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前記（1）による当座貸越の限度額（以下、「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（千円未満は切り捨てます。）または200万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 前記（1）による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入られたり振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記8.（1）②の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金があるときは、後記（2）の順序に従い、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、後記8.（1）②の貸越利率の低いものから順次担保とします。また、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前記6.（2）により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前記（2）と同様の方法により貸越金の担保とします。
② 前記①の場合、貸越金が新極度額を超えることとなるときは、預金者はただちに新極度額を超える金額を支払うものとします。

8. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に、1年を365日として日割り計算のうえ普通預金から引き落としまたは貸越元金に組み入れます。
② この場合の貸越利率は、その定期預金ごとにその約定利率（ただし、期日指定定期預金、据置型定期預金を貸越金の担保とする場合は、最長預入期限まで預入れた場合の約定利率）に年0.5%を加えた利率とします。
③ 前記①の組み入れにより極度額を超える場合には、当行からの請求がありしただちに極度額を超える金額を支払うものとします。
④ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金残高が「0」となった場合には、前記①にかかわらず貸越金の利息を同時に支払うものとします。
- (2) 貸越利率については、金融情勢等の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。
- (3) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日の日割り計算）とします。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときは、当行所定の方法によりただちに当行に届け出てください。
- (2) 前記（1）の紛失および印章、氏名、住所、その他の届出事項の変更の届け出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳を再発行するときは、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。
- (5) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、ただちに当行所定の方法によって当行に届け出てください。

10. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、ただちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に取引店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、ただちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記（1）および（2）と同様に取引店に届け出てください。
- (4) 前記（1）から（3）までの届出事項に取消しまたは変更等が生じたときにも同様に取引店に届け出てください。
- (5) 前記（1）から（4）までの届け出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届書類に使用された印章(または署名)を届け出の印鑑(または届け出の署名)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認め取扱いしました場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、後記20.により補てんを請求することができます。

12. (即時支払い)

- (1) 次の①から④までの一つにでも該当した場合に貸越元利息等があるときは、当行からの請求がなくてもそれらを支払うものとします。
 - ① 支払いの停止または破産、民事再生手続き開始の申し立てがあったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 前記8. (1) ③により極度額を超えたまま6か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届け出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の①および②の場合に貸越元利息等があるときは、当行からの請求がありたい、それらを支払うものとします。
 - ① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

13. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利息等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行します。
- (2) 次の①から⑥までの一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この場合、到達のいかにかわらず、当行が解約等の通知を届出の住所にあてて発信した時に預金取引が停止され、または預金口座が解約されたものとしてします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、またはこの預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が後記16. (1) に違反したとき
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項または後記14. の(1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ⑤ 後記14. の(1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解除されないとき
 - ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (3) 前記12.のほか、次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行はいつでも貸越を中止し、または解約の通知をすることによりこの貸越取引を解約できるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利息等があるときはそれらを支払うものとします。
 - ① 口座開設申込時にした表明・確認に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 本人が、次のAからFまでのいずれかに該当したことが判明した場合

A 暴力団	B 暴力団員	C 暴力団準構成員	D 暴力団関係企業
E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等	F その他前記AからEに準ずる者		
 - ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為	B 法的な責任を超えた不当な要求行為	C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為	E その他前記AからDに準ずる行為	
- (4) 前記(2)および(3)にもとづく解約をした場合に、後記15.により、なお普通預金の残高があるときは、この通帳を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

14. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は預入れ、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 前記(1)もしくは(2)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前記(1)から(3)に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前記(1)から(3)にもとづく取引等の制限を解除します。

15. (差引計算等)

- (1) 預金者がこの取引による債務を履行しなければならぬ場合には、当行は次のとおり取扱うことができます。
 - ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利息等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利息等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② 前記①によっても、なお残りの債務がある場合には預金者はただちに支払うものとします。
- (2) 前記(1)によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算についてはその期間を当行の計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかる一切の権利および通帳については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

17. (通知等)

届け出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金が前記7. (1)により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。また、普通預金も同様に相殺することができます。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、届け出の印章(または署名)により押印(または署名)して、該当の通帳とともにただちに当行に提出してください。ただし、相殺により貸越金为新極度額を超えることとなるときは、新極度額を超える金額を優先して貸越金に充当することとします。

- ② 前記①の充当指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
- ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 普通預金および定期預金の利息の計算については、当行の当該各取引の規定によるものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当行の負担とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

20. (盗難通帳等による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し(以下、「不正な払戻し」といいます。)については、次の①から③のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して後記(2)に定める補てん対象額の請求を申し出ることができます。
 - ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを提示していること
- (2) 前記(1)の申し出がなされた場合、不正な払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた不正な払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、不正な払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、預金者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(1)および(2)は、前記(1)にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ① 不正な払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 不正な払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が通帳等提出式預金について預金者に払戻しを行っている場合には、当該払戻し額の限度において、前記(1)にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、預金者が、不正な払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が前記(2)により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が前記(2)により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

21. (重大な過失または過失となりうる場合)

- (1) 預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりとなります。
 - ① 預金者が他人に通帳を渡した場合
 - ② 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
 - ③ その他預金者に①および②の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
 - (注) 上記①および②については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対してこれらを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではない。
- (2) 預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりとなります。
 - ① 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に奪われる状態に置いた場合
 - ② 届け出印の印章が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
 - ③ 印章を通帳とともに保管していた場合
 - ④ その他本人に①から③の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上